

盛土規制法説明会開催のお知らせ

京都府(京都市域除く)では、宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)の規定に基づき、府全域を規制区域に指定し、同法に基づく許可等の本格的な運用を令和7年5月1日から開始しています。

つきましては、盛土規制法説明会を次のとおり開催しますので、ご参加ください。

＜丹後地域(宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町)＞

1 日 時	令和7年8月25日(月) 午後2時から午後4時(受付開始午後1時30分)
2 場 所	宮津市中央公民館(みやづ歴史の館) 3F 大会議室 所在地: 宮津市鶴賀 2164
3 内 容	・法改正背景及び法の概要 ・規制区域の指定及び規制内容 ・土木事務所・農林部局・保健所からのお知らせ
4 対 象	土地(宅地・農地・森林)の造成及び土石の堆積に関わる方
5 申し込み方法 定員: 90名 参加費: 無料	8月20日(水)までに、京都府 HP からお申し込みください。 https://www.pref.kyoto.jp/morido/setsumeikai.html 申し込み多数の場合は、調整させていただきますので 予めご了承ください。 

※他の地域でも同様の説明会を実施します。京都府 HP をご確認ください。

＜会場のご案内＞



車でご来場の方は、宮津市営立体駐車場(パーキングはままち)をご利用ください。

(5時間以内の駐車無料)

問い合わせ等

京都府建設交通部建築指導課

TEL 075-414-5347

京都府丹後土木事務所建築住宅課

TEL 0772-22-2703